

公用車をお売りします

公用車として使用していました乗用車をお売りいたします。
購入を希望される方は、次のとおり見積書を提出してください。

■ 物件

登録事項等証明書に記載内容（発行日：平成25年3月21日）

自動車登録番号	室蘭300 た 226	登録年月日	平成19年5月18日
初度登録年月	平成16年5月	自動車の種類	普通
用途	乗用	自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	ステーションワゴン	車名	トヨタ RAV4
型式	CBA-ACA21W	乗車定員	5人
車両重量	1350kg	車両総重量	1625kg
車体番号	ACA21-0293527	原動機の型式	1AZ
長さ	415cm	幅	173cm
高さ	169cm	総排気量	1.99リットル
燃料の種類	ガソリン	前前軸重	800kg
前後軸重	550kg	自動車検査有効期限	平成25年6月5日
型式指定番号	12123	類別区分番号	0025
ミッション	オートマチック（AT）	ハンドル	右ハンドル
定期点検記録簿	記録簿あり（車検時）	車体の色	灰
走行距離	163400km (H25.3.21現在)	駆動方式	フルタイム4WD
その他	夏タイヤ装着、スタッドレスタイヤ（スチールホイール付）、AM/FMカセット付ラジオ、フルオートエアコン、リサイクル料金支払済		

※この物件は、予告なく中止または変更される場合がありますのでご容赦ください。

■ 物件の写真



（次ページに続く）

(前ページから続く)

■ 車両下見会

平成25年5月1日(水) 午前9時～午後4時

日高町役場横大型車庫前(日高町門別本町210番地の1)

※下見の時間については、事前に管財建築課財産管理グループまで連絡願います。

■ 見積書提出要件

(1) 見積書提出期限

平成25年5月9日(木) 午後2時まで【郵送による見積書の提出は認めません。】

(2) 見積参加資格

- ・日高町に住所を有する個人及び法人
- ・契約を締結する能力を有しないこと、破産者で復権していないことなどの欠格事項に該当する方以外 ※1
- ・町税に未納がないこと

※1 未成年者・被保佐人・被補助人でも法定代理人の同意を得ている者はお申し込みいただくことができます。

(3) 見積に必要な書類

- ・見積書(見積金額を記入、記名、押印、封筒に入れ表に見積書在中と朱書きのうえ封をしてください。)
に下記の書類(提出日の3ヶ月以内に発行されたもの)を添付して提出願います。
なお、提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。

【個人が申し込む場合】

- ①身分証明書(本籍地の市区町村が発行したもの) ※2 1通
- ②印鑑登録証明書 1通
- ③納税証明書 1通

※2 外国人の場合は、身分証明書にかえて住民票(省略のないもの)が必要です。

【法人が申し込む場合】

- ①法人登記簿謄本 ※3 1通
- ②印鑑証明書 1通
- ③納税証明書 1通

※3 履歴事項証明書か現在事項証明書をご提出ください。

(4) 見積書の用紙

- ・日高町役場 管財建築課 財産管理グループ及び日高総合支所 地域経済課 建設・管財グループに用意してありますので、提出期限前に取りに来られますようお願いいたします。

(5) 見積書提出先

- ・日高町役場 管財建築課 財産管理グループ(日高町門別本町210番地の1)
- ・日高総合支所 地域経済課 建設・管財グループ(日高町本町東3丁目299番地の1)

■ 最低売買価格

- ・50,000円(消費税別)とします。

■ 落札者の決定

- ・日高町が設定した最低売買価格以上の価格で最高の価格を見積もった者とします。
- ・落札者となるべき同価格の見積をした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積者または代理人にくじを引かせて落札者を決定します。

■ 契約及び代金の支払い

- ・見積合わせ結果の通知日(発送日)から7日以内に契約します。なお、売買代金の支払いは契約締結日から14日以内といたします。

■ 車両引き渡し等

- ・売買代金の支払いが確認されましたら、現在の車検証をお渡しします。
- ・落札者が車両の名義変更を行うこととし、変更が確認されましたら車両を引き渡します。
また、自動車検査等にかかる手続き及び費用については落札者の負担とします。

【お問い合わせ先】

日高町役場 管財建築課 財産管理グループ 電話 01456-2-6187